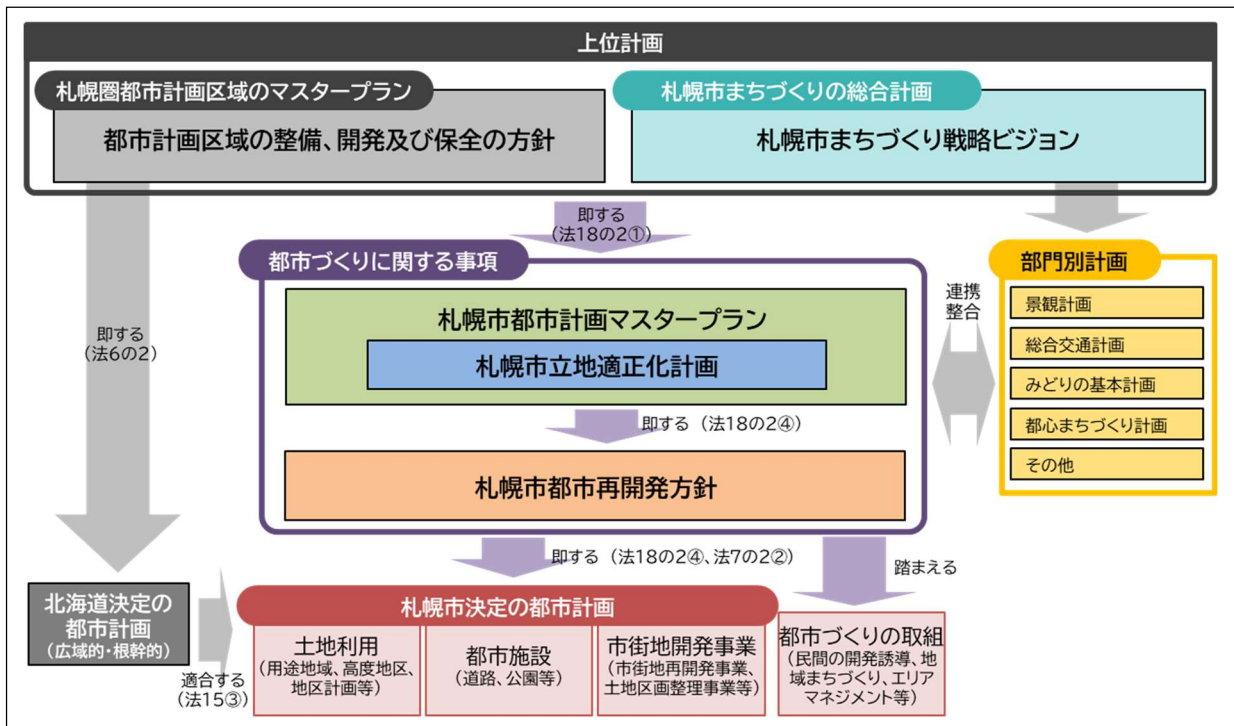


□ 都市計画マスタープラン等見直し検討部会について

1 都市計画マスタープラン、立地適正化計画及び都市再開発方針の見直し

- 札幌市では、本市の最上位計画である札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成 25 年策定）を踏まえた都市づくりを進めるため、平成 28 年に第 2 次札幌市都市計画マスタープラン、札幌市立地適正化計画及び札幌市都市再開発方針（以下「現計画」という。）を策定した。
- 現計画は、都市計画（土地利用、都市施設、市街地開発事業）の基本方針<sup>\*1</sup>であるとともに、他の法律や制度に基づく都市づくりの取組における指針として位置づけられている。
- 第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョンが令和 4～5 年度に策定されたことをはじめ、人口減少社会の到来やデジタル化の進展等の社会情勢の変化を踏まえた都市づくりを進めるため、現計画を見直し次期計画を策定する。



2 都市計画マスタープラン等見直し検討部会

- 将来の都市計画の基本方針となる次期計画は、都市計画審議会における審議にとって重要であるとともに、策定に当たっては都市づくりに関する専門的視点からの検討が必要であることなどを踏まえ、下表の委員で構成する「都市計画マスタープラン等見直し検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置する。

委員一覧表

<五十音順、敬称略>

氏名	所属	専攻・分野
石嶋 芳臣	北海学園大学 経営学部 教授	経済
大島 卓	札幌市立大学 デザイン学部 准教授	造園
岸 邦宏	北海道大学大学院 工学研究院 教授	交通計画
岸本 太樹	北海道大学大学院 法学研究科 教授	法律
佐藤源五郎	札幌商工会議所 住宅・不動産部会 部会長	商工業
渡部 典大	北海道大学大学院 工学研究院 助教	都市計画

### 3 都市計画審議会への意見聴取・諮問及び検討状況の報告

- ・都市計画法及び都市再生特別措置法の定め<sup>※2</sup>を踏まえ、次期札幌市都市計画マスタープラン及び次期札幌市立地適正化計画については、都市計画審議会へ意見聴取を行い、次期札幌市都市再開発方針については、諮問<sup>※3</sup>した上で策定する。
- ・次期計画に対する都市計画審議会委員の方々の理解を深め、十分な審議を行っていただけるよう、検討内容がある程度まとまった段階で、都市計画審議会へ検討状況等を報告する。

### 4 現計画の見直しスケジュール（想定）

<令和6年度>

- 5月 都市計画審議会にて、検討部会の委員を報告
- 5月～ 検討部会（7回開催）
- 10月～ オープンハウスの開催やアンケートの実施
- 2月 都市計画審議会にて、次期計画の骨子を報告

<令和7年度>

- 4月～ 検討部会（3回開催）
- 5月 都市計画審議会にて、次期計画の素案を報告
- 7月～ 議会報告及びパブリックコメント
- 11月 都市計画審議会にて、次期計画の最終案を意見聴取・諮問
- 12月 次期計画を公表

#### （参考）関係法令等（抜粋）

##### ※1 都市計画法第18条の2第4項

（市町村の都市計画に関する基本的な方針） 市町村が定める都市計画は、基本方針（当該市町村の都市計画に関する基本方針）に即したものでなければならない。

##### 都市計画法第7条の2第2項

（都市再開発方針） 都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。）は、都市再開発方針等に即したものでなければならない。

##### ※2 都市再生特別措置法第81条第22項

（立地適正化計画） 市町村は、立地適正化計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

##### ※3 都市計画法第7条の2第1項

（都市再開発方針） 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる方針（以下「都市再開発方針等」という。）を定めることができる。

- 一 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条の3第1項又は第2項の規定による都市再開発の方針

##### 都市計画法第19条第1項

（市町村の都市計画の決定） 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。